

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部局内で確保することが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部局内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
 - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であ

ると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

(2) 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により特定業務等従事任期付職員（同条の規定により任期を定めて採用された職員及び前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）をいう。以下同じ。）の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の任期が3年（前条の規定による場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

（給与に関する特例）

第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める基準に従い決定する。この場合において、当該特定任期付職員が育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）であるときの給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（当該特定任期付職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該相当する額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則等で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第8条 特定業務等従事任期付職員（企業職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、その者に適用される大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（当該特定業務等従事任期付職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。この場合において、任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 特定業務等従事任期付職員の職務の級は、市長が定める基準（教育公務員給与条例第4条第

1 項に規定する給料表の適用を受ける職員にあっては、教育委員会が市長と協議して定める基準）に従い決定する。

（給与条例の適用除外等）

第9条 給与条例第3条、第4条、第5条、第8条から第9条の2まで、第9条の4、第18条及び第21条の規定（これらの規定を教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）並びに教育公務員給与条例第4条、第5条、第6条、第9条、第11条及び第12条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第2項、第9条の3第3項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定（これらの規定を教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）並びに教育公務員給与条例第3条の規定の適用については、給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3第3項中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医師又は歯科医師である職員に限る。）」と、給与条例第18条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」と、教育公務員給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とする。

第10条 給与条例第4条及び教育公務員給与条例第5条の規定は、第3条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 給与条例第4条、第9条、第9条の2及び第9条の4の規定（これらの規定を教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）並びに教育公務員給与条例第5条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第3項及び第25条の規定（これらの規定を教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「短時間勤務職員」とあるのは、「大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。

(特定任期付企業職員の給与に関する特例)

第11条 公営企業管理者は、特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(企業職員給与条例の適用除外等)

第12条 大津市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第53号。以下「企業職員給与条例」という。）第3条の2、第4条、第4条の3及び第10条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第2条及び第3条の3の規定の適用については、第2条中「及び退職手当と」とあるのは「、退職手当及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第11条に規定する特定任期付職員業績手当と」と、第3条の3中「となる職員」とあるのは「となる職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付企業職員」とする。

3 企業職員給与条例第4条、第4条の3及び第10条の2の規定は、企業職員である任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(大津市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は」を「若しくは」に改め、「第2項」の次に「又は大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号）第4条」を加える。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年条例第 号）第5条に規定する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

議案第193号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第39条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第5条の2中「、第55条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第55条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第5条の3第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第55条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第5条の3の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第6条の4の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び附則第7条の3の3において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が同法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
--	-----------	----------------

附則第6条の4の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと
によってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の3の3第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「附則第5条の4の2第6項」と、「に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の3の2及び第7条の3の3の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）附則第5条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第5条の3の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の4の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第7条の3の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 11 月 29 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和 41 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の前の見出しを削り、同項を附則第 3 項とし、同項の前に見出しとして「(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)」を付し、附則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

(延滞金の徴収に係る特例)

2 延滞金の徴収のための事務処理の体制が整備されるまでの間、第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「徴収する」とあるのは、「徴収することができる」とする。

第 2 条 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「年 14.5 パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前)」を「年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日まで)」に、「年 7.25 パーセント」を「年 7.3 パーセント」に、「500 円」を「1,000 円」に改める。

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の前の見出しを削り、同項を附則第 4 項とし、同項の前に見出しとして「(志賀町の区域の編入に伴う経過措置)」

を付し、附則第2項の次に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の第3条第2項及び附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「納付義務者は、」を「納付義務者が」に改め、「、当該納付金額に」を削り、「当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額」を「当該納付金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）」に、「延滞金額を加算して納付しなければならない」を「延滞金を徴収する」に改める。

附則第3条を附則第4条とし、附則第2条の次に次の1条を加える。

（延滞金の徴収に係る特例）

第3条 延滞金の徴収のための事務処理の体制が整備されるまでの間、第6条第1項の規定の適用については、同項中「徴収する」とあるのは、「徴収することができる」とする。

第2条 大津市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第4条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

を「年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の附則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第196号

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第14条の3を次のように改める。

（督促手数料及び延滞金の額）

第14条の3 大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和41年条例第27号）第2条の規定は第14条第3項の督促手数料の額について、同条例第3条及び附則第3項の規定は前条の延滞金の額について、それぞれ準用する。この場合において、同条例第3条第2項及び附則第3項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の3の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第 197 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 11 月 29 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 15 項後段を次のように改める。

この場合において、市内に住所を有する者であつて、70 歳以上（肺がん結核検診（胸部エックス線検査に限る。）にあつては、65 歳以上）のもの、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯に属するもの、市民税非課税世帯に属するものその他これらに準ずる者として市長が定める者については、手数料を徴収しない。

別表第 15 項第 8 号中「肺がん検診」を「肺がん結核検診」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の4」に改める。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物」を「事業系廃棄物」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事業系廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

第4章中第16条の次に次の3条を加える。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第16条の2 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が規則で定める面積以上であるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあつては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。)又はその管理を請け負う者(以下「所有者等」という。)は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び資源化を図らなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者等に協力しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

第16条の3 事業用大規模建築物の所有者等は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。事業系廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(事業系廃棄物減量等計画書)

第16条の4 事業用大規模建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書（以下「事業系廃棄物減量等計画書」という。）を毎年1回、市長に提出しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者等は、事業系廃棄物減量等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

第27条の見出しを「(排出基準)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「搬入基準並びに」を削り、「又は市の処理施設への搬入の受入れ」を「及び運搬」に改め、同項を同条第2項とする。

第29条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、第1項の規定に違反して排出された家庭廃棄物又は第3項の規定に違反して排出された物の収集を拒否することができる。

第30条を削り、第31条を第30条とする。

第32条中「、排出基準、搬入基準及びごみ集積所の基準」を「排出基準」に、「、搬入基準及び保管基準」を「保管基準」に改め、同条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(受入基準)

第32条 市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定める基準（以下「受入基準」という。）に従い、適正に搬入しなければならない。

2 市長は、市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者が受入基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第33条を次のように改める。

(事業系一般廃棄物管理票)

第33条 事業系一般廃棄物を規則で定める量以上排出する事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他規則で定める事項を記載した事業系一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を市

長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して市の処理施設に搬入させる場合は、当該一般廃棄物収集運搬業者（以下「受託運搬業者」という。）に対し、管理票を交付しなければならない。
- 3 受託運搬業者は、その受託した事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際、前項の規定により交付を受けた管理票を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の事業者又は受託運搬業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

第37条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 第32条第1項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、廃棄物を市の処理施設に搬入したとき。

第37条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第3項の規定に違反し、管理票を提出せず、又は虚偽の管理票を提出して、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入したとき。

第39条に次の1項を加える。

- 2 第32条の規定は、前項の規定により市が処理する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする場合について準用する。

第44条第6号を削り、同条第5号中「第32条」を「第31条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「第31条」を「第30条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者等が、第16条の3の規定に違反し、事業系廃棄物管理責任者を選任せず、又は事業系廃棄物管理責任者の選任の届出をしなかったとき。
- (2) 事業用大規模建築物の所有者等が、第16条の4第1項の規定に違反し、事業系廃棄物減量等計画書を作成せず、若しくは提出せず、又は同条第2項の規定に違反して同項の規定による届出をしなかったとき。

第45条第1項第6号中「第29条第6項」を「第29条第7項」に改める。

第46条の見出し中「収集又は」を削り、同条中「第29条の規定に違反して家庭廃棄物を排出した者又は第44条第4号若しくは第6号」を「第44条第1号、第2号又は第6号」に改め、

「一般廃棄物の収集又は」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に事業用大規模建築物を所有（事業の用に供する部分における区分所有を含む。）し、又はその管理を請け負っている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から3月以内に、改正後の第16条の3の規定による届出をしなければならない。この場合において、施行日から当該届出がされるまでの間は、同条の規定による届出があったものとみなす。
- 3 改正後の第32条、第33条、第37条及び第39条の規定は、施行日以後に市の処理施設に搬入する廃棄物について適用し、施行日前に市の処理施設に搬入された廃棄物については、なお従前の例による。

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立市民文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

の 使用 区 分 者	使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
市 民	多目的ホール	5,180円	5,180円	9,880円	20,240円
	会議室	2,100円	2,100円	4,050円	8,250円
	和室	1,450円	1,450円	2,750円	5,650円
市 民 以 外 の 者	多目的ホール	7,770円	7,770円	14,820円	30,360円
	会議室	3,150円	3,150円	6,070円	12,370円
	和室	2,180円	2,180円	4,130円	8,490円

別表第2項中「2分割」を「2分の1に分割」に改め、同表第3項中「徴収する場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「前2項に規定する使用料」を「前2項の規定による使用料の額」に改め、同表に次の1項を加える。

4 前3項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第200号

大津市創作展示館条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市創作展示館条例の一部を改正する条例

大津市創作展示館条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100円」を「160円」に、「80円」を「120円」に、「150円」を「240円」に、「120円」を「190円」に、「210円」を「320円」に、「160円」を「250円」に改める。

別表第2第1項の表を次のように改める。

室名	使用時間	使用料	
		市民	市民以外の者
展示室	午前9時から 午後1時まで	4,300円	6,450円
	午後1時から 午後5時まで	4,300円	6,450円
創作スペース	午前9時から 午後1時まで	4,300円	6,450円
	午後1時から 午後5時まで	4,300円	6,450円

別表第2第2項中「17時」を「午後5時」に、「1時間につき1,050円」を「次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市民 1時間につき 1,600円
- (2) 市民以外の者 1時間につき 2,400円

別表第2第3項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、同表に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の観覧に係る常設展示の観覧料について適用する。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「大津市サイクリングターミナル リバーヒル大石」を「大津市スポーツハウス・リバーヒル大石」に改め、同条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表第2第1項中「した額」の次に「（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの以外のものにあつては、当該額に100分の108を乗じて得た額）」とし、この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの」を加え、同項ただし書を削り、別表第2第4項中「（昭和63年法律第108号）」を削り、「を除く」を「以外の」に、「100分の105」を「100分の108」に改め、「得た額」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、別表第2第5項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項の表野球場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「3,000円」を「4,500円」に、「4,500円」を「6,750円」に改め、別表第2第5項の表室内練習場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「2,000円」を「2,560円」に、「3,000円」を「3,840円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「9時から12時まで」を「午前9時から正午まで」に、「600円」を「900円」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「800円」を「1,200円」

に、「18時から21時まで」を「午後6時から午後9時まで」に、「700円」を「1,050円」に、「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「1,300円」を「1,950円」に、「13時から21時まで」を「午後1時から午後9時まで」に、「1,500円」を「2,250円」に、「9時から21時まで」を「午前9時から午後9時まで」に、「2,000円」を「3,000円」に、「休日」を「休日等」に、「900円」を「1,350円」に、「1,200円」を「1,800円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「2,100円」を「3,150円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、別表第2第5項の表プールの項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「10,000円」を「13,120円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「300円」を「450円」に、「450円」を「670円」に、「200円」を「300円」に改め、別表第2第5項の表グラウンドの項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表芝生グラウンドの項及び全天候型多目的広場の項中「休日」を「休日等」に改め、別表第2第5項の表弓道場の項中「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「200円」を「300円」に、「100円」を「150円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「160円」を「240円」に、「80円」を「120円」に改め、別表第2第5項の表びわ湖大津館多目的ホールの項中「1,500円」を「2,250円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「300円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「320円」を「480円」に改め、別表第2第5項の表備考第1項中「「休日」を「「休日等」に改め、別表第2第5項の表備考第2項中「休日」を「休日等」に改め、別表第2第5項の表備考第9項中「並びに庭園」を「庭園」に、「場合を」を「場合並びに駐車場を使用する場合を」に改め、別表第2第5項の表備考第10項中「第2体育館を専用使用する場合、」を削り、「並びに庭園」を「庭園」に、「場合を」を「場合並びに駐車場を使用する場合を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2第5項の表備考第9項の改正規定及び別表第2第5項の表備考第10項の改正規定（「第2体育館を専用使用する場合、」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料又は利用料

金について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「生涯学習に」を「生涯学習及び文化活動の情報並びに生涯学習に」に改め、同号を同条第6号とする。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第5条第2項中「、大津少年センター及び大津市文化情報センター」を「及び大津少年センター」に改める。

別表第1第1項の表を次のように改める。

使用区分 室名	市民			市民以外の者		
	午前9時から午後0時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後8時50分まで	午前9時から午後0時50分まで	午後1時から午後4時50分まで	午後5時から午後8時50分まで
ホール	13,300円	13,300円	13,300円	19,950円	19,950円	19,950円
和室(1)	1,100円	1,100円	1,100円	1,650円	1,650円	1,650円
和室(2)	600円	600円	600円	900円	900円	900円
調理実習室	1,390円	1,390円	1,390円	2,080円	2,080円	2,080円
ギャラリー	1,510円	1,510円	1,510円	2,270円	2,270円	2,270円

201 学習室	1,350 円	1,350 円	1,350 円	2,020 円	2,020 円	2,020 円
レクリエーション室	2,990 円	2,990 円	2,990 円	4,490 円	4,490 円	4,490 円
301 学習室	790 円	790 円	790 円	1,190 円	1,190 円	1,190 円
302 学習室	790 円	790 円	790 円	1,190 円	1,190 円	1,190 円
303 学習室	1,320 円	1,320 円	1,320 円	1,980 円	1,980 円	1,980 円
美術工芸室	2,550 円	2,550 円	2,550 円	3,830 円	3,830 円	3,830 円
音楽室(1)	1,730 円	1,730 円	1,730 円	2,600 円	2,600 円	2,600 円
音楽室(2)	590 円	590 円	590 円	890 円	890 円	890 円
工作室	2,780 円	2,780 円	2,780 円	4,170 円	4,170 円	4,170 円
視聴覚室	2,960 円	2,960 円	2,960 円	4,440 円	4,440 円	4,440 円
401 学習室	1,120 円	1,120 円	1,120 円	1,690 円	1,690 円	1,690 円

別表第1第3項を削り、同表第2項中「前項の基本使用料」を「前2項の規定による使用料」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 2以上の時間区分にわたって引き続き使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の額を合算した額とする。

別表第1第5項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「第1項から前項まで」を「前各項」に改め、同表に次の1項を加える。

6 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例

大津市北部地域文化センター条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

使用 者の 区分	使用時間		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
	室名				
市民	ホール		13,300円	13,300円	13,300円
	リハーサル室		1,170円	1,170円	1,170円
外市 の民 者以	ホール		19,950円	19,950円	19,950円
	リハーサル室		1,760円	1,760円	1,760円

別表第3項を削り、同表第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「第1項から前項まで」を「前3項」に改め、同項を同表第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市和邇文化センター条例の一部を改正する条例

大津市和邇文化センター条例（平成17年条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

の 区 分 者	使用時間		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
	室名				
市民	ホール		13,300円	13,300円	13,300円
	リハーサル室		1,030円	1,030円	1,030円
	会議室		1,300円	1,300円	1,300円
市民 以外 の 者	ホール		19,950円	19,950円	19,950円
	リハーサル室		1,540円	1,540円	1,540円
	会議室		1,950円	1,950円	1,950円

別表第3項を削り、同表第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「場合」の次に「(入場料等のうち最高額のものが1,500円未満の場合を除く。)」を加え、「前各項」を「前3項」に改め、同項を同表第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前各項の規定による使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第205号

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例

大津市歴史博物館条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「100円」を「160円」に、「80円」を「120円」に、「150円」を「240円」に、「120円」を「190円」に、「210円」を「320円」に、「160円」を「250円」に改める。

別表第2中「6,300円」を「6,480円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

室名	使用時間	使用料	
		市民	市民以外の者
企画展示室A	午前9時から 午後5時まで	31,540円	47,320円
企画展示室B		15,030円	22,550円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、この表による使用料の額に次に定める割合に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

- (1) 入場料等のうち最高額のものが1,000円以下の場合 3割
- (2) 入場料等のうち最高額のものが1,000円を超える場合 5割

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第3の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 11 月 29 日提出

大津市長 越 直 美

大津市民体育館条例の一部を改正する条例

大津市民体育館条例（昭和 54 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

(1) 大津市和邇市民体育館

室名	使用区分	単位	使用料			
			市民		市民以外の者	
			平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から 正 午 まで		970 円	1,450 円	1,450 円	2,180 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,290 円	1,940 円	1,940 円	2,910 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,130 円	1,620 円	1,700 円	2,430 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		2,100 円	3,240 円	3,150 円	4,860 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		2,430 円	3,400 円	3,640 円	5,100 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		3,240 円	4,860 円	4,860 円	7,290 円
トレーニング室	専用使用	4 時間以内	320 円		480 円	
	個人使用	1 人 1 回	100 円		160 円	
会議室	午前 9 時から 午後 9 時まで	4 時間以内	320 円		480 円	

(2) 大津市坂本市民体育館

室名	使用時間	使用料			
		市民		市民以外の者	
		平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から 正 午 まで	970 円	1,450 円	1,450 円	2,180 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	1,290 円	1,940 円	1,940 円	2,910 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで	1,130 円	1,620 円	1,700 円	2,430 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで	2,100 円	3,240 円	3,150 円	4,860 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで	2,430 円	3,400 円	3,640 円	5,100 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	3,240 円	4,860 円	4,860 円	7,290 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで	3,240 円	4,860 円	4,860 円	7,290 円

(3) 大津市石山市民体育館

室名	使用時間	単位	使用料			
			市民		市民以外の者	
			平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から 正 午 まで		970 円	1,450 円	1,450 円	2,180 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで		1,290 円	1,940 円	1,940 円	2,910 円
	午後 6 時から 午後 9 時まで		1,130 円	1,620 円	1,700 円	2,430 円
	午前 9 時から 午後 5 時まで		2,100 円	3,240 円	3,150 円	4,860 円
	午後 1 時から 午後 9 時まで		2,430 円	3,400 円	3,640 円	5,100 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		3,240 円	4,860 円	4,860 円	7,290 円
	午前 9 時から 午後 9 時まで		3,240 円	4,860 円	4,860 円	7,290 円
会議室	午前 9 時から 午後 9 時まで	4 時間以内	320 円		480 円	

(4) 大津市田上市民体育館

室名	使用時間	使用料			
		市民		市民以外の者	
		平日	休日等	平日	休日等
競技場	午前 9 時から 正 午 まで	640 円	970 円	970 円	1,450 円
	午後 1 時から 午後 5 時まで	860 円	1,290 円	1,290 円	1,940 円

午後 6 時から 午後 9 時まで	750 円	1,080 円	1,130 円	1,620 円
午前 9 時から 午後 5 時まで	1,400 円	2,160 円	2,100 円	3,240 円
午後 1 時から 午後 9 時まで	1,620 円	2,260 円	2,430 円	3,400 円
午前 9 時から 午後 9 時まで	2,160 円	3,240 円	3,240 円	4,860 円

備考

- 1 この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。
- 2 この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市市民格技場条例の一部を改正する条例

大津市市民格技場条例（昭和61年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とする。

第5条ただし書中「特に事由」を「特別の理由」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「公益上その他特別の事由」を「特別の理由」に、「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「格技場を使用する者」を「使用者」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（使用の許可）

第3条 格技場を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、格技場の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、格技場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 格技場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するとき。
- (4) その他教育委員会が格技場の管理上支障があると認めるとき。

3 教育委員会は、格技場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分		単位	使用料	
			市民	市民以外の者
平日	午前9時から午後5時まで	2時間	320円	480円
	午後5時から午後9時まで	1時間	160円	240円
休日等	午前9時から午後5時まで	2時間	480円	720円
	午後5時から午後9時まで	1時間	160円	240円

備考

- 1 この表中「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日进行いう。
- 2 この表中「平日」とは、休日等以外の日をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市立少年自然の家条例の一部を改正する条例

大津市立少年自然の家条例（昭和62年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「400円」を「500円」に、「800円」を「1,000円」に改め、同条第3項中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

運動広場のグラウンドを使用（全部又は一部を独占して使用する場合に限る。）し、又は和邇市民運動広場のテニスコート若しくは田上市民運動広場の集会室若しくは会議室を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会に申請し、使用の許可を受けなければならない。

第3条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

運動広場のグラウンドの利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内に住所を有する者が運動広場のグラウンドをスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合は、この限りでない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

グラウンドの使用料

名称	単位	使用料	
		市内に住所を有しない者がスポーツ、レクリエーションの目的に使用する場合	スポーツ、レクリエーション以外の目的に使用する場合
和邇市民運動広場	2時間	840円	3,350円

下龍華市民運動広場	2時間	630円	2,510円
堅田なぎさ市民運動広場	2時間	630円	2,510円
坂本市民運動広場	2時間	840円	3,350円
下阪本市民運動広場	2時間	420円	1,670円
比叡平市民運動広場	2時間	840円	3,350円
山中市民運動広場	2時間	210円	830円
藤尾市民運動広場	2時間	420円	1,670円
逢坂市民運動広場	2時間	210円	830円
石山市民運動広場	2時間	420円	1,670円
田上市民運動広場	2時間	630円	2,510円
瀬田南市民運動広場	2時間	630円	2,510円

備考 和邇市民運動広場、下龍華市民運動広場、坂本市民運動広場及び比叡平市民運動広場のグラウンドを2分の1に分割して使用する場合は、この表により算出した額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第3和邇市民運動広場のテニスコートの項中「310円」を「480円」に、「630円」を「970円」に、「470円」を「720円」に、「940円」を「1,440円」に改め、同表田上市民運動広場の集会室の項中「210円」を「320円」に、「420円」を「480円」に改め、同表田上市民運動広場の会議室の項中「100円」を「160円」に、「210円」を「240円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第210号

大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市木戸コミュニティセンター条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9時から22時まで」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から22時まで」を「午後5時から午後10時まで」に、「2,760円」を「2,840円」に、「3,450円」を「3,540円」に、「510円」を「520円」に、「640円」を「650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第19条の2第1項及び第2項中「4,200円」を「4,320円」に改める。

別表第2第1項の表中「670円」を「689.14円」に、「153.98円」を「158.37円」に改め、別表第2第2項の表中「1,013円」を「1,041.94円」に、「136.83円」を「140.73円」に改め、別表第2第3項の表中「1,118円」を「1,149.94円」に、「134.73円」を「138.57円」に改め、別表第2第4項の表中「1,228円」を「1,263.08円」に、「133.63円」を「137.44円」に改め、別表第2第5項の表中「1,858円」を「1,911.08円」に、「130.48円」を「134.20円」に改め、別表第2第6項の表中「2,898円」を「2,980.80円」に、「128.40円」を「132.06円」に改める。

別表第3第1項の表中「840円」を「864円」に、「123.75円」を「127.28円」に、「97.50円」を「100.28円」に改め、別表第3第2項の表中「1,260円」を「1,296円」に、「115.35円」を「118.64円」に、「89.10円」を「91.64円」に改め、別表第3第3項の表中「3,130円」を「3,219.42円」に、「106.00円」を「109.02円」に、「79.75円」を「82.02円」に改める。

別表第4中「31,500円」を「32,400円」に、「840円」を「864円」に、「68.65円」を「70.61円」に改める。

別表第5中「9, 450円」を「9, 720円」に、「840円」を「864円」に、「77. 05円」を「79. 25円」に改める。

別表第6第1項の表中「670円」を「689. 14円」に、「153. 98円」を「158. 37円」に改め、別表第6第2項の表中「1, 993円」を「2, 049. 94円」に、「87. 83円」を「90. 33円」に改め、別表第6第3項の表中「670円」を「689. 14円」に、「153. 98円」を「158. 37円」に改め、別表第6第4項の表中「1, 013円」を「1, 041. 94円」に、「136. 83円」を「140. 73円」に改め、別表第6第5項の表中「2, 808円」を「2, 888. 22円」に、「100. 93円」を「103. 81円」に改め、別表第6第6項の表中「2, 918円」を「3, 001. 37円」に、「99. 83円」を「102. 68円」に改める。

別表第7第1項の表中「670円」を「689. 14円」に、「153. 98円」を「158. 37円」に改め、別表第7第2項の表中「1, 678円」を「1, 725. 94円」に、「103. 58円」を「106. 53円」に改め、別表第7第3項の表中「670円」を「689. 14円」に、「153. 98円」を「158. 37円」に改め、別表第7第4項の表中「1, 013円」を「1, 041. 94円」に、「136. 83円」を「140. 73円」に改め、別表第7第5項の表中「2, 808円」を「2, 888. 22円」に、「100. 93円」を「103. 81円」に改め、別表第7第6項の表中「2, 918円」を「3, 001. 37円」に、「99. 83円」を「102. 68円」に改める。

別表第8第1項の表中「670円」を「689. 14円」に、「153. 98円」を「158. 37円」に改め、別表第8第2項の表中「2, 078円」を「2, 137. 37円」に、「83. 58円」を「85. 96円」に改め、別表第8第3項の表中「670円」を「689. 14円」に、「153. 98円」を「158. 37円」に改め、別表第8第4項の表中「1, 013円」を「1, 041. 94円」に、「136. 83円」を「140. 73円」に改め、別表第8第5項の表中「3, 253円」を「3, 345. 94円」に、「92. 03円」を「94. 65円」に改め、別表第8第6項の表中「3, 413円」を「3, 510. 51円」に、「90. 43円」を「93. 01円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ガス供給条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平

成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるガスの使用（以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。））の当該確定した料金（特定継続供給に係るガスの使用にあっては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 4 この条例による改正前の大津市ガス供給条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条第1項、第8条の2第1項、第8条の3第3項及び第11条に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」という。）のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成25年10月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの（第5条第2項から第5項までに規定する工事を除く。）については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 11 月 29 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和 44 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表保育所の部に次のように加える。

大津市立瀬田南保育園	大津市三大寺 1 番 3 号
------------	----------------

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童館への入館制限）

第 5 条 市長は、児童館を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、児童館への入館を拒否し、又は児童館から退館させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 児童館の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 他の使用者に危害を及ぼし、又は他の使用者の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。
- (4) 児童館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他児童館の使用を不適當であると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 3 号

大津市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大津市敬老祝金の支給に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

大津市敬老祝記念品の贈呈に関する条例

第 1 条中「つくしてきた」を「尽くしてきた」に、「敬老祝金の支給を行って」を「、敬老祝記念品を贈呈することにより」に、「長寿を祝い、もって高齢者の福祉を増進する」を「及び長寿を祝う」に改める。

第 2 条の見出しを「(敬老祝記念品の贈呈)」に改め、同条第 1 項中「最高齢敬老祝金の支給」を「最高齢敬老祝記念品の贈呈」に、「敬老祝金を支給」を「敬老祝記念品を贈呈」に改め、同条第 2 項中「最高齢敬老祝金を支給」を「最高齢敬老祝記念品を贈呈」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 214 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 25 年 11 月 29 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第 4 条の 2 第 4 項中「第 20 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改める。

別表第 1 天神山団地の項中「48」を「44」に改め、同表音羽台団地の項中「28」を「24」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項第 8 号の改正規定は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

議案第215号

工事請負契約の変更について

平成24年9月24日に市議会の議決（議案第135号）を経て辻寅建設株式会社との間に締結した中央小学校に係る耐震改修等工事（Ⅱ期）の工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「310,000,000円」を「308,750,400円」に変更する。

2 変更する理由

特別教室棟の一部を児童クラブの用に供することに伴い、当該箇所を大規模改修の施工範囲から除外するとともに、渡り廊下の改修の支障となる地中の多量の石を撤去する工事等を追加する必要が生じたため

議案第 216 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 29 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 放棄する権利

大津市土地開発公社の金融機関に対する債務を保証する本市が代位弁済した 4,350,000,000 円のうち、同公社から代物弁済を受けた土地の価額 2,989,846,920 円を控除した 1,360,153,080 円の求償債権

2 権利放棄の相手方

大津市土地開発公社

3 権利放棄の理由

既に代物弁済を受けたもののほか、相手方に求償債務の履行に充てる資産がなく、上記求償債権につき、回収が不能であるため

議案第 217 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方



2 損害賠償の額

951, 462円

(参考)

平成25年6月17日、大津市南郷六丁目1102番地の13地先国道422号において、同国道の西側に隣接する店舗の駐車場から同国道に右折して進入しようとした公用車（環境美化センター職員運転）が、同国道を北方向に走行してきた相手方原動機付自転車と接触し、同原動機付自転車を運転していた相手方が負傷したもの

議案第 218 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 29 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大津市立母と子の家しらゆり |
| 2 指 定 管 理 者 | 大津市平津二丁目 4 番 9 号
社会福祉法人湘南学園 |
| 3 指 定 期 間 | 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |

議案第 219 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第220号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸デイサービスセンター、大津市立唐崎デイサービスセンター、大津市立晴嵐デイサービスセンター及び大津市立三大寺デイサービスセンター
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第221号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大津市木戸コミュニティセンター |
| 2 指定管理者 | 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団 |
| 3 指定期間 | 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで |

議案第 2 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 大津市おごと温泉観光公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大津市雄琴六丁目 5 番 1 号
おごと温泉旅館協同組合 |
| 3 | 指 定 期 間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |

議案第 2 2 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 真野舟だまり及び西ノ切舟だまり |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大津市本堅田二丁目 1 3 番 1 3 号
堅田漁業協同組合 |
| 3 | 指 定 期 間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |

議案第 2 2 4 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 若宮舟だまり及び大津舟だまり |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大津市下阪本六丁目 5 番
大津漁業協同組合 |
| 3 | 指 定 期 間 | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |

議案第225号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津湖岸なぎさ公園ヴェルツブルクハウス
- 2 指定管理者 株式会社シープラッツ・株式会社高橋エーベン共同事業体
構成団体 大津市山上町4番36号
株式会社シープラッツ
大津市朝日が丘二丁目2番38号
株式会社高橋エーベン
- 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第 2 2 6 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年11月29日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市小野駅前自転車駐車場、大津市堅田駅前自転車駐車場、大津市おごと温泉駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本駅前自転車駐車場、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市大津京駅前自転車駐車場、大津市大津駅前自転車駐車場、大津市膳所駅前自転車駐車場、大津市膳所駅前第二自転車駐車場、大津市石山駅前自転車駐車場、大津市石山駅前第二自転車駐車場、大津市晴嵐自転車駐車場、大津市晴嵐第二自転車駐車場、大津市唐橋前自転車駐車場、大津市瀬田駅北口自転車駐車場及び大津市瀬田駅前自転車駐車場
- 2 指 定 管 理 者 大津市におの浜四丁目2番33号
社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
- 3 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで